

文字文化財研究所紀要投稿規程

一、投稿資格

投稿資格を有する者は以下の通りとする。

- ・ 文字文化財研究所研究員
- ・ 愛知県立大学客員共同研究員で文字文化財研究所の共同研究員として指名を受けた者（以下本研究所の客員共同研究員と呼ぶ）
- ・ 学部もしくは文字文化財研究所事業に認定された研究を推進する研究者、研究団体

・ 本学国際文化研究科博士後期課程修了者、及び修了もしくは単位取得退学後、本研究所の客員共同研究員となりその任期を終えた者

・ 本学国際文化研究科院生（投稿内容について正・副指導教員の指導を受け、両教員の投稿許可を文書で提出している者）

・ 本学日本文化学部卒業生（投稿は、卒業後三年以内の優秀卒業論文に限り認める）

二、内容

文字文化財研究所内規第二条に述べられた研究分野に関する研究論文、訳注、研究ノート等。

（参考 内規第二条）

研究所は、日本の国内外における文字、言語、文学、歴史、地理、

社会、思想、法制度の領域にわたる日本文化研究に関わる文
物や無形文化財を対象として、研究所の基礎となる日本文化
学部内外での共同研究の推進を図ることを目的とする。その
ための史料及び資料を収集し蓄積することによって、体系的
研究成果を教育において還元し、広く社会に発信する。

三、枚数

論文の目安としては、四〇〇字詰原稿用紙二〇枚〜四〇枚程
度とする。

四、審査

・ 客員共同研究員の任期を終えた者で、常勤の職を持たない
者の投稿論文に関しては、共同研究をした教員が審査し、
意見を述べ、掲載の可否を判断する。

該当する教員がいない場合は、分野の最も近い教員が審査
する。

・ 本学国際文化研究科院生の投稿論文に関しては、正・副指
導教員以外で、分野が近い一名の教員により審査の上、掲
載の可否を判断する。

・ 優秀卒業論文の投稿に関しては、投稿内容について卒業論
文の正・副指導教員に再度の指導を受け、その論文につい
ての所見を文書で得た後に投稿する。さらに、投稿論文は、
分野が近い一名の教員を加え、正・副指導教員と合議審査
の上、掲載の可否を判断する。